

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

福岡市域に発生する可能性のある自然災害は、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流などの風水害と、地震等に大別することができる。このうち、当市の気象、地勢その他の特性を考慮すると、最も発生頻度の高い災害は台風と大雨を要因とする風水害である。

(洪水：洪水ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップは、福岡県及び福岡市が公表している洪水浸水想定区域図を基に作成している。

(土砂災害：土砂災害ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップは、平成25年度に福岡県が土砂災害防止法により指定した土砂災害警戒区域並びに、令和6年5月に公表している土砂災害警戒区域等の新たな指定に向けた調査箇所を基に作成している。

(高潮：高潮ハザードマップ)

当市の高潮ハザードマップは、平成30年3月に福岡県が指定・公表した想定し得る最大規模の台風を前提とした高潮浸水想定区域図を基に作成している。

(津波：津波ハザードマップ)

当市の津波ハザードマップは、平成28年2月に福岡県が指定・公表した福岡県に到達する最大クラスの津波を前提とした津波浸水想定区域を基に作成している。

(内水：内水ハザードマップ)

当市の内水ハザードマップは、当市で公表している内水浸水想定区域図を基に作成している。

(地震：揺れやすさマップ)

想定地震は、国の地震調査研究推進本部による評価等に基づき、福岡市域に最も被害をもたらす警固断層帯南東部を震源とするマグニチュード7.2の地震としている。警固断層帯南東部で地震が今後30年以内に発生する確率は0.3～6%で、我が国の主な活断層の中では確率の高いグループに属している。

揺れやすさマップによると、警固断層帯沿いの市内中心部などで震度6強を見込んでおり、市域全体を見ても、市街地の大半で震度6弱の揺れを想定している。

(液状化：液状化危険度分布図)

当市の液状化危険度分布図は、平成24年3月に福岡県が公表している福岡県地震に関する防災アセスメント調査に基づき作成している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 民営の事業所数 74,867 事業所
- ・ うち、小規模事業者数 48,200 事業所
(令和3年6月1日現在/令和3年経済センサス活動調査より)

【内訳】

| 産業 (大分類) | 事業所数 | 小規模事業者数 |
|--------------------|--------|---------|
| 農林漁業 | 74 | 60 |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 8 | 8 |
| 建設業 | 5,504 | 4,874 |
| 製造業 | 2,056 | 1,743 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 113 | 77 |
| 情報通信業 | 2,348 | 1,262 |
| 運輸業, 郵便業 | 1,564 | 998 |
| 卸売業, 小売業 | 19,920 | 11,132 |
| 金融業, 保険業 | 1,545 | 1,142 |
| 不動産業, 物品賃貸業 | 6,378 | 5,793 |
| 学術研究, 専門・技術サービス業 | 5,690 | 3,926 |
| 宿泊業, 飲食サービス業 | 9,750 | 5,846 |
| 生活関連サービス業, 娯楽業 | 5,688 | 4,497 |
| 教育, 学習支援業 | 2,337 | 1,359 |
| 医療, 福祉 | 6,489 | 2,505 |
| 複合サービス事業 | 243 | 84 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 5,160 | 2,894 |
| 総計 | 74,867 | 48,200 |

(3) これまでの取組

1) 福岡商工会議所の取組

- ・ 事業継続計画及び事業継続力強化計画 (以下「事業者BCP」という。)に関する国の施策の周知
- ・ 会報誌、ホームページを通じた事業者BCP策定に関する情報提供
- ・ 事業者BCP策定に関するセミナーの開催
- ・ 東京海上日動火災保険(株)と連携した事業者BCP策定に向けた個社支援
- ・ 防災備品 (救急・防災セット、工具セット、ヘルメット、ゴーグル、マスク、非常食等) を備蓄
- ・ 災害時等における当所施設等の提供協力に関する協定を締結 (締結先: 福岡市)

2) 志賀商工会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知 (マンガで解説するリーフレットを作成、配布)
- ・ 福岡県商工会連合会リスクマネジメント課と連携した事業者BCP策定に関する個社支援の実施
- ・ 実施期間を終了する事業者BCPの再策定に関する個社支援の実施

3) 早良商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定に関する個別支援の実施
- ・福岡市早良区役所入部出張所並びに入部公民館との合同避難訓練の実施
- ・役職員緊急連絡網の作成
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯 等）を備蓄

4) 福岡市の取組

- 福岡市地域防災計画の策定・改訂
- 福岡市業務継続計画（震災対策編）の策定・改訂
- 防災関係ハンドブックの作成
 - ・女性の視点を活かした防災ミニブック
 - ・マンション防災・減災マニュアル
 - ・避難生活ハンドブック
 - ・防災の手引き など
- 洪水や高潮等の紙媒体のハザードマップ作成
- 福岡市総合ハザードマップ（Webマップ）の作成
(URL <https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/bousai/>)
- 多様な媒体での災害情報の発信
 - ・福岡市ホームページ、福岡市防災メール、福岡市LINE公式アカウント、ツナガル+など
- 福岡市市民総合防災訓練の実施
- オンライン避難訓練の実施
- 受援体制の構築
- 公的備蓄の整備・拡充

II 課題

- ・現状では、緊急時における福岡商工会議所、志賀商工会、早良商工会及び福岡市（以下「四者」という。）の協力体制の構築はできているが、具体的な対応マニュアル等の整備が必要である。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持つ経営指導員などの職員が不足しており、事業継続力強化支援計画に基づいた具体的な支援や、保険・共済に関する適切な助言を行える人材の拡充が必要である。
- ・地区内の多くの小規模事業者においては、自社の災害リスクや事業への影響を十分に把握しておらず、ハザードマップの活用が進んでいない。また、BCP策定の重要性を認識しているにもかかわらず、日々の業務に追われて後回しにしてしまうケースが少なくない。
- ・リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知強化が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを周知し、事業者BCP策定など事前対策の必要性を認識させる。
- ・セミナーや個別相談を通じて地区内小規模事業者が事業者BCPの策定を円滑に実行できるよう支援する。
- ・損害保険会社や専門家などと連携しながら、上記の周知、支援を推進する。また、事業者BCPの策定などについて小規模事業者に必要な助言ができるよう研修・勉強会を実施して職員のノウハウ・スキルの向上を図る。
- ・発災時における小規模事業者の被災状況の把握や応急措置・早期の事業再開等を円滑に行うため構築した四者間の連絡体制や被害情報報告ルート等について、平時からの確認・訓練により有

効性を維持する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時に速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・四者の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・福岡市地域防災計画、福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画、及び今般策定する事業継続力強化支援計画に基づき、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン、チラシ・パンフレット等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・事業者BCPの策定を希望する小規模事業者に対しては、中小企業診断士等の専門家や連携する損害保険会社を派遣し、策定に繋げる。
- ・災害時等のサプライチェーンの維持を見据え、販路開拓や調達先の確保を図るため、商工会議所・商工会が運営するネットを活用した商取引支援サービス「ザ・ビジネスモール」について周知し、利用を促進する。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症は、いつ、どこで発生してもおかしくない。また、感染状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応する必要がある。こうした対応の重要性について広く周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成（3機関作成済のため有効性の維持・更新）

- ・福岡商工会議所 平成28（2016）年に事業継続計画を作成（詳細は別紙参照）
- ・志賀商工会 令和2（2020）年に事業継続計画を作成（詳細は別紙参照）
- ・早良商工会 令和2（2020）年に事業継続計画を作成（詳細は別紙参照）

3) 関係団体等との連携

- ・本支援計画において連携する福岡県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険株式会社に協力を仰ぎ、普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介、事業者BCPの策定支援等を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・セミナー参加者等に対してアンケートを実施し、事業者BCP等取組状況の確認を行い、事業者の状況に応じて、事業者BCP等策定や保険の加入等に関する相談、助言等のフォローアップに取り組む。
- ・四者は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する情報交換の場を年1回以上設ける。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（福岡市が想定している警固断層南東部を震源とするマグニチュード7.2、最大震度6強の地震）が発生したと仮定し、四者間の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否確認を行い、四者間で共有し、応急対策実施の可否を判断する。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を四者間で共有する。）
- ・国内感染者発生後および感染症流行時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、マスク着用等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福岡市は感染症対策本部を設置し、商工会及び商工会議所は感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・四者間で協議を行い、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・発災時は、各団体の事業継続計画に則り行動する。また、職員自身が命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全確認後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 |

| | |
|---------|--|
| | ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、四者は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|--------------------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に1回以上共有する (※発災翌日は1日に2回共有) |
| 1週間～1ヶ月 | 1週間に1回以上共有する |
| 1ヶ月～3ヶ月 | 1ヶ月に1回以上共有する |
| 3ヶ月以降 | 必要に応じて随時共有する |

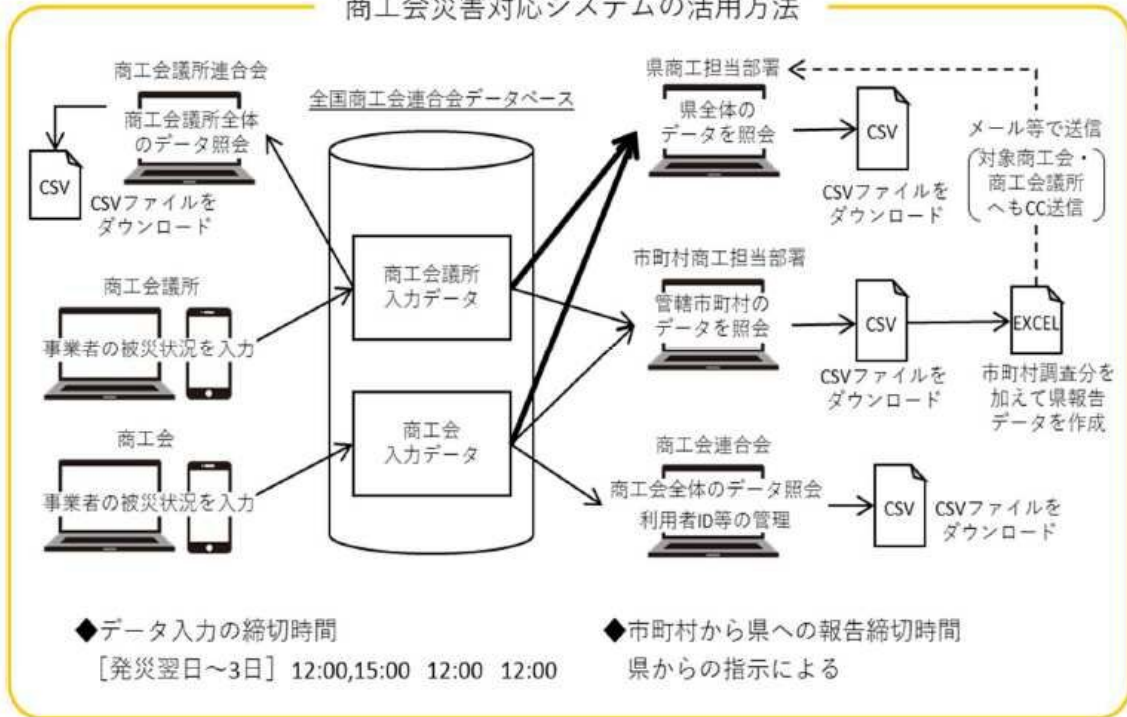
- ・福岡市で取りまとめた「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、小規模事業者の被害情報の迅速な把握及び報告を円滑に行うため構築した四者間の連絡体制や被害情報報告ルート等について、その有効性を維持するため平時から確認・訓練をおこなう。
- ・二次被害を防止するため、商工会及び商工会議所は被災地域での活動内容について決める。なお、福岡市は防災担当部局、感染症対象部局等と協議の上対応する。
- ・四者間で被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会、商工会議所及び福岡市が共有した情報を、下記の福岡県が指定する方法にて、商工会、商工会議所又は福岡市より福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、商工会、商工会議所及び福岡市が共有した情報を、福岡県が指定する方法にて、商工会、商工会議所又は福岡市より福岡県へ報告する。
- ・商工会及び商工会議所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、福岡市の商工担当部署へ情報共有し、福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、商工会及び商工会議所は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目、3 日目は 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

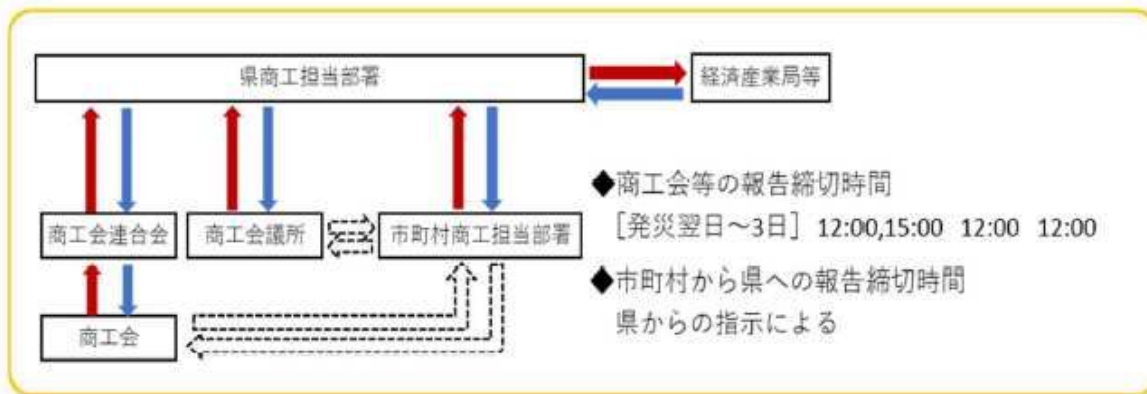
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Ⅰに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式Ⅰ
福岡県中小企業振興経費支援係 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付：【メールアドレス keisishien@pref.fukuoka.lg.jp】】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日

団体名：
記入担当者：

| 記入 順 | 被害箇所 | | | | 被害状況 | | 区分 (被害一帯の被害状況) |
|---------|-----------|-----------------|--------|------|--------|--|---|
| | 所在地 | 商店街の場合は 商店街名 | 事業所名 | 業種 | 被害額 | 被害内容(建物、家具、備品、備品の被害など、おおよそ被害の状況は詳細に記入してください) | |
| 1 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | — | 〇〇〇製材所 | 製造業 | 約10万円 | 工場内が浸水。設備機台が利用できない状況。 | 被害一帯の被害状況に ついては、 被害一帯の被害状況に ついては、 被害一帯の被害状況に ついては、 |
| 2 | △△市△△区△△町 | △△商店街 | △△酒店 | 酒販売業 | 約140万円 | 店舗前の電柱が倒壊に倒れて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。 | |
| 3 | | | | | | | |

※前記正誤に誤りがあった場合は、訂正を依頼させていただきます。訂正情報は速報していただきます。 ※情報が足りない場合はご一しご一しご対応ください。
※既に被害を受けている被害箇所につきましては、その後の被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 商工会及び商工会議所は、相談窓口の開設について福岡市と協議し、必要に応じて共同相談窓口を設置する。
また、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
なお、被災状況に応じて市内複数箇所に相談窓口を設置する。
- 商工会及び商工会議所の事務所が被災した場合や、相談窓口設置場所が不足する場合は、福岡市に相談し、安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況について、巡回や電話でのヒアリング、アンケート等により詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について情報を取り纏め、地区内小規模事業者等へ周知するとともに、小規模事業者等からの個別相談に応じ、早期復旧のための支援を行う。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、商工会及び商工会議所は復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。なお、福岡市は防災担当部局、感染症対策部局等と協議の上対応する。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や下記に相談する。
(商工会) 全国商工会連合会、九州商工会連合会、福岡県商工会連合会
(商工会議所) 日本商工会議所、九州商工会議所連合会、福岡県商工会議所連合会

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

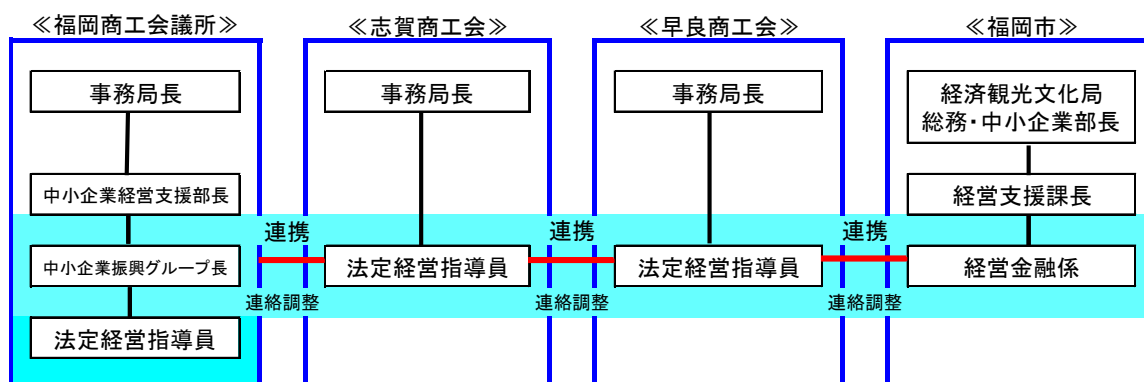
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- 福岡商工会議所
経営指導員 原武 恒夫 (連絡先: 下記(3)①を参照)
経営指導員 三戸 尚美 (")
- 志賀商工会
経営指導員 河田 匡史 (連絡先: 下記(3)①を参照)
- 早良商工会
経営指導員 古藤 真澄 (連絡先: 下記(3)①を参照)
経営指導員 大歯健太郎 (")

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- 福岡商工会議所 中小企業経営支援部 中小企業振興グループ
〒812-8505 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL: 092-441-1146 / FAX: 092-482-1523
E-mail: fkkeiei@fukunet.or.jp

- ・志賀商工会
〒811-0321 福岡県福岡市東区西戸崎 1 - 5 - 1 8
TEL : 092-603-0112 / FAX : 092-603-1305
E-mail : shika@shokokai.ne.jp

- ・早良商工会
〒811-1102 福岡県福岡市早良区東入部 2 - 1 4 - 1 0
TEL : 092-804-2219 / FAX : 092-804-4455
E-mail : sawara@shokokai.ne.jp

②関係市町村

- ・福岡市 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課経営金融係
〒812-8505 福岡県福岡市博多区博多駅前 2 - 9 - 2 8
TEL : 092-441-2171 / FAX : 092-441-3211
E-mail : keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

- ・福岡市 経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課中小企業振興係
〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神 1 - 8 - 1
TEL : 092-711-4326 / FAX : 092-733-5593
E-mail : seisakuchosei.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 409 | 409 | 409 | 409 | 409 |
| ・ 専門家派遣費 | 209 | 209 | 209 | 209 | 209 |
| ・ セミナー開催費 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| ・ パンフ・チラシ作製・配布費 | 104 | 104 | 104 | 104 | 104 |
| ・ 防災、感染症対策費 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------------------|
| 福岡県補助金、福岡市補助金、会費収入、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|---|
| <p>■福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 所在地：福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡中小企業振興センタービル8F TEL：092-622-8071</p> <p>■東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 執行役員 福岡支店長 山本 祐士 所在地：福岡市博多区綱場町3-3</p> |
| 連携して実施する事業の内容 |
| <p>福岡県火災共済協同組合および東京海上日動火災保険株式会社と連携し、小規模事業者等に対し個別具体的なリスク回避方法や専門的情報の提供を行い、発災時の損害軽減を図る。 また、事業者BCPの策定に向けた相談、助言等の支援に取り組む。</p> <p>(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (2) セミナー、ワークショップの開催 (3) 事業者BCPの策定支援 (4) 自然災害等に備える保険等に関する各種情報提供、加入促進</p> |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| <p>■福岡県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none">・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR【上記(4)】・巡回同行募集の強化【上記(4)】・リスク診断への協力【上記(1)】・会議、セミナー、相談会での商品説明【上記(4)】 <p>■東京海上日動火災保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none">・セミナーの開催(講師派遣など)【上記(1)、(2)】・事業者BCPに係る策定シートの事業者(セミナー参加者、支援希望事業者)への提供【上記(3)】・自然災害等に備える保険に関する情報提供【上記(4)】・その他、事業者BCPの策定支援希望事業者に対する支援【上記(3)】 |

連携体制図等

